

令和7年度関税率・関税制度改正要望事項調査票（適用期限のない関税制度の新設）

要望元：製造産業局素材産業課

品名（関税率関係）又は 制度名（関税制度関係）		1,6ヘキサンジオール								
改正要望の内容		1,6ヘキサンジオールについて、輸入統計品目番号の新設及び基本税率の無税化。								
税番	統計 細分	品 目	改正前税率			改正後税率			WTO 譲許税率	備 考
			基本	暫定	特恵	基本	暫定	特恵		
2905.39	000	二価アルコール その他のもの	4.6%		無税	4.6%		無税	3.1%	RCEP 無税 (中国、韓 国2%) 日 EU EPA 無税
	新設	1,6ヘキサンジオール	4.6%		無税	無税		無税		
改正要望内容の 施行期日及び適用期間		令和7年4月1日以降								
改正を要望する品目又 は制度をめぐる状況		<p>① 現状</p> <p>当該製品はこれまで国内メーカーが製造販売していたが2023年上半期に事業撤退。現在国内流通品は海外輸入品となっている。</p> <p>当該品目の主な用途はポリカーボネートジオール、その他ポリウレタン原料（ポリエステルポリオール）、ポリエステル樹脂、アルキッド樹脂等である。ポリカーボネートジオールは人工皮革の他、近年揮発性有機化合物（VOC）の規制の強化に伴い、今後の需要増が見込まれる低VOC塗料原料等に利用される。ポリエステルポリオールはエラストマー用途や塗料・コーティング用途、接着剤用途に用いられる。この他、ポリエステル樹脂の用途としては自動車用シートコーティング剤、床材塗料等。またアルキッド樹脂も同様に各種コーティング剤、塗料等に広く使用され建材や自動車部品等にも用いられる。</p> <p>② 問題点</p> <p>これまで1,6ヘキサンジオールの国内自給率は50%弱であったと推定されるが、既に国内メーカーが撤退しており、現状は海外輸入品に頼る状況となっている。輸入先としては欧州、米国、中国でほぼ全量を占めており、米国からの有税での輸入も増えていることが推定される。</p> <p>また、当該品目は地産地消の傾向が強く、製造者の存在する欧州・米国・中国で8割以上の需要がある。これらの国・地域では基本税率は5.5%であるが、自国産業を守るために必要と考えられる。これに対し、日本は国内製造者が不在の一方、当該品目の世界全体の需要に占める日本の需要の割合が5～10%と比較的大きく、関税賦課によるコスト増によって今後他地域との競争力において不利に</p>								

	なる可能性がある。
改正の必要性と目的達成の見通し	<p>① 改正の方向性</p> <p>本改正を行うことにより上記の川下製品で海外品との競争力の向上が期待される。また、日本においては、国内生産撤退により原料調達を輸入に頼らざるを得ない状況となっている。主要用途であるポリエステルポリオールやポリカーボネートジオールにおいては世界市場の中で国内メーカーが一定規模を有しており、今後も他地域との価格競争力を維持するためには関税無税化が必要である。</p> <p>さらに、中国の大幅な設備能力増強及び販売価格の低下により、国内で製造をするに足る採算性が確保できない等の理由から今後 1,6 ヘキサンジオールの国内製造が再開される可能性は限りなく低く、国内保護の必要性がないため、基本税率を撤廃することとしたい。</p> <p>② 改正目的達成予定時期</p> <p>令和 7 年 4 月 1 日以降。</p>
改正の効果と妥当性	<p>① 改正によって期待される効果</p> <p>1,6 ヘキサンジオールは各種化学製品の中間体に位置づけられ、関税率が維持される場合最終製品の輸入品に対する国内製品の競争力低下が懸念される。</p> <p>また、当該製品の現状の相場価格は需要家購入価格のヒアリングや通関統計等により数百円～千円/kg 程度と推定され、輸入国における現行関税を踏まえると、関税無税化は最大 30 円程度の単価減になり得る。国内市場規模が 10,000 トン程度であると推定されるが、国内需要家全体として最大 3 億円程度のコスト削減の可能性はある。</p> <p>② 改正によって生じうる影響</p> <p>無税化によって、関税収入の減少が見込まれる。</p> <p>なお前述のとおり、既に国内生産者がいないため、関税無税化により国内産業に影響は生じない。</p> <p>③ 改正の妥当性</p> <p>国内産業発展の観点からは無税化は妥当であり、上記①で挙げた効果から国内産業にはプラスの影響が大きいと考えられる。</p>
政策評価・関連措置	<p>① 本要望に関連する政策評価</p> <p>令和 4 年度経済産業省の政策評価において、我が国製造業がグローバル競争に勝ち抜いていく上で必要な環境整備を実施し、我が国製造業のものづくり機能の高度化によって、グローバル競争に向けた競争力を強化することとしている。</p> <p>② 当該政策評価の結果と改正の関係</p> <p>当該品目は各種工業化学品の中間原料として様々な産業で多岐に渡り使用される化学品である。本改正により、国内化学業界の競争力の維持へ貢献することが考えられる。</p>

	③ 政府方針と改正の関係 —
	④ 関連措置 —

○ 改正経緯

これまでの改正状況	これまでは国内生産が存在していたことから、改正要望はされていない。
措置による効果	—